

- (注1) 本条文は、平成30年8月16日にイギリス国立公文書館のホームページ (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo6and1Elizabeth2/15-16/67/contents>) からダウンロードした「Visiting Forces Act 1952」を沖縄県が翻訳したものである。
- (注2) 本条文の日本語訳及び概要について、ホームページや書籍等への転載に関しては、沖縄県に対する許可申請等は不要とする。転載に当たっては、事実関係の確認等は転載者の責任において行うこと。
- (注3) 主要な条文については、便宜上、条文においてマーカー処理をしている。

# 1952年駐留軍法

1952年第67章、ジョージ王治世第15年及び第16年第6号及びエリザベス女王治世第1年第2号

本法は、英国を訪問する特定の他国の海軍、陸軍及び空軍に関する規程を定めるため、英国内における当該国軍隊の脱走兵または許可のない失踪者の逮捕及び追放を行うため、植民地及び属国の法に対応する規定を確立するため、そして以上の事項に関連する目的のためのものである。

[1952年10月30日]

## 第1部 駐留軍

### 1 本法が適用される国

- (1) 本法内の、本法が適用される国に関する規定が適用される国とは、次に示すものである。
  - (a) 略
  - (b) 枢密院勅令による当該規定の趣旨に照らして指定された、次項に示す国
- (2) 前項第(a)号に述べられていない国に関しては、英国の女王陛下の政府（英国政府）と当該国の政府の間との
  - (a) 共同防衛に関する協定または
  - (b) 防衛協力に関するその他の協定においては一定期間互いが当事者であったことを鑑み、次に示す本法の規定、またはそれらの規定のうちいかなるものにおいても、当該国との関係性において効力が有るとすることが適当であると女王陛下が考える場合において、問題の規定の趣旨に照らし、女王陛下が枢密院勅令をもって当該国を指定することができるものとする。
- (3) 女王陛下は、前項において指定した国との関係性に本法が効力を有する限り、勅令において指定される制限、改変または修正に従い、枢密院勅令をもって本法に効力を有させることができる。
- (4) 草案が議会に提出され、各議院における決議によって承認されない限り、前項における勅令を発するよう、枢密院における女王に対して推奨することはできないものとする。

### 2 駐留軍派遣国の軍事裁判所及び軍当局による権限の行使

- (1) 本条が適用される国の軍事裁判所及び軍当局は、英国内において又は女王陛下の艦船又は航空機上において、当該国の司法権下にある者に対し、当該国の法に

従い行使可能な権限全てを行使することができる。

(2) 本条に従い、国の軍事裁判所及び軍当局の管轄下にある者とは、すなわち次の者である。

(a) 当該国駐留軍の構成員

(b) 英国及び植民地の市民、又は英国に通常居住する者のどちらでもなく、また当該国軍隊の構成員ではないが、当該国の軍隊法に一定期間従っているその他の全ての者

但し、本人同意の下に軍隊構成員となったことが示されない限り、英国にいる時に当該国軍隊の構成員となった（又は直前になった）場合は、本項の趣旨に照らし、その者を当該国駐留軍の構成員として扱わない。

(3) 英国内外に関わらず、本条が適用される国の軍事裁判所において何らかの有罪判決を言い渡されたが、当該判決直前に入隊した者については、本条に従って当該裁判所の管轄下にあるものとする。これをもって、英国裁判所における審理のためには、前述の軍事裁判所は適正に構成されているとみなす。また、判決は当該裁判所の管轄下にあり、当該国の法に従うものであるとみなす。そして、判決の文言に従って刑が執行された場合、これは合法的に執行されたものとみなす。

(4) 本法前述の規定のいかなるものにも関わらず、本条が適用される国の軍事裁判所において死刑が言い渡された場合、同様の事件において英国法の下に死刑が言い渡されている場合を除き、英国内で刑を執行してはならない。

(5) 次に示す、

(a) 本条第3項が効力を有する刑罰に従って拘留されている者

(b) 本条が適用される国の公共裁判所における司法権の対象であり、当該人物を訴える審理の手続き又は期間中であるために管轄裁判所によって拘留されている者

英国裁判所での審理を目的とした、拘留が合法であるとみなされる者

(6) 本条が適用される国の公共裁判所及び国家当局に対して、本条第(1)項に示されている権限をより効果的に行使することを可能とせしめるため、適切な当該国家当局の要請がある場合、一般命令または特別命令をもって、国防委員会は適宜、当該国の駐留軍構成員であり、命令により指定されているとおりに、当該国の法における刑罰を伴う犯罪で、当該国家当局への引き渡しを申し立てられている人物の逮捕を、受入国軍隊の構成員に命じることができる。

### **3 特定の犯罪に関する、英国裁判所による駐留軍に関連する犯罪者の審理に対する制限**

(1) 本条の規定に従い、英国法に対する犯罪で訴えを受けている者が、その犯罪の申し立てを受けた時に駐留軍又はその軍属の構成員であった場合、その犯罪に関して英国裁判所による審理を受ける責務を持たない。また、次に示す場合も同様とする。

(a) 申し立てられた犯罪はその者によって犯されたものの、その犯罪が当該軍隊

又はその軍属の構成員としての義務によって生じ、かつその義務の期間中の行為であった場合

- (b) 申し立てられた犯罪が対人犯罪であり、かつ犯罪の申し立てを受けた者に関連するその人、又はそれが複数であるならばその各人がその時に、当該国軍隊又は同国の別の駐留軍と相応の関係性を持っている場合
- (c) 申し立てられた犯罪が所有物に対するものであり、かつ犯罪の申し立てを受けた物と関連する所有物が全て（又は、所有物の各部が別々に所有されている場合はその各部）がその時に、派遣国、当該国家当局又は前述のような関係性を持つ者の所有物であった場合
- (d) 申し立てられた犯罪が、当該軍隊のための軍用航空機上におけるハイジャックである、又は当該航空機に関連した、1982年航空安全法第6(2)(a)条に述べられた行為の遂行における加担又は幫助で構成されている場合
- (e) 申し立てられた犯罪が、本法第2条又は第3条におけるものである、又は本法第6(2)(b)条及び(c)条に述べられた行為の遂行における加担又は幫助で構成されている場合で、1機又は複数機の当該航空機が破壊又は毀損された、又はその可能性があった、或いはそれによって航空機の安全性が危険に晒された、又はその可能性があった場合のいずれかの場合
- (f) 申し立てられた犯罪が、1990年航空海洋安全保障法第1(2)(a)(ii)条におけるものであり、それによって破壊又は深刻な毀損を被ったのが1機又は複数機の当該航空機のみであった場合
- (g) 申し立てられた犯罪が、当該軍隊の軍艦又は支援船として使用されるその他の艦船のハイジャックである、又は当該軍艦又はその他の艦船に関連し、1990年航空海洋安全保障法第14(4)(a)条に述べられた行為の遂行における加担又は幫助で構成されている場合
- (h) 申し立てられた犯罪が、艦船に関連した本法第11項、第12項又は第13項におけるものである、又は本法第14(4)(b)、(c)又は(d)条に述べられた行為の加担又は幫助で構成されている場合で、それによって破壊又は毀損された、又はその可能性があった、或いはそれによって安全な航行が危険に晒された、又はその可能性があった艦船が、1隻又は複数隻の当該軍艦又は支援船として使用されるその他の艦船のみであった場合

但し、犯罪が申し立てられた時に、犯罪を犯した者が、前項に従って当該国の軍事裁判所の司法管轄下でない場合、本項を適用してはならない。

- (2) 犯罪が申し立てられた時に駐留軍軍属の構成員である者の審理に関しては、当該事件を派遣国の法において扱うことができる場合を除き、前項は効力を有さないものとする。
- (3) 本法第1項は、次のとおりとする。
  - (a) (イングランド又はウェールズにおける裁判であれば) 公訴局長官、(スコットランドにおける裁判であれば) 法務総裁、又は(北アイルランドにおける裁判であれば) 北アイルランド法務長官が、審理前又は期間中のいずれかにお

いて、派遣国の法において当該事件を扱う申し出がなかったことを同国の適切な当局がその者に通知したことを保証する場合において、英国裁判所による審理を妨げるものではない。

- (b) 審理期間中に、その事件が英国裁判所の管轄によるものではないという項を理由に異議申し立てが行われない限り、審理中に行われた又は犯されたことに影響を与える。
- (c) 結審前の手続きにおける如何なる段階においても異議が申し立てられなかった場合、結審後、その法的正当性は毀損されたものとして扱われる。
- (4) (どのような言葉による表現であろうと) 犯罪の未遂又はそのための謀議、又は犯罪行為の幫助、教唆、共謀等での訴えにおける裁判に関して、本条第(1)款における第(b)項、第(c)項及び第(f)項及び(犯罪行為遂行の教唆又は幫助に係る場合を除き)本款第(d)項、第(e)項、第(g)項及び第(h)項は、それらの項における申し立てられた犯罪への言及が、被告人が未遂又は謀議したと申し立てられている犯罪へのものである、又は、場合により、その者が幫助、教唆、共謀等を行ったと申し立てられているものに関する犯罪である、かつその者に関する人物、又はその物に関する所有物に対する第(b)項における及び第(c)項におけるものである場合、犯罪はそれに応じて解釈されるものとする。
- (5) 本条のいずれをも、訴訟における起訴を制限する又は起訴当局の同意を必要とするその他の法令の規定を損なうものとして解釈してはならない。
- (6) 本条の趣旨において、「対人犯罪」及び「対物犯罪」は、本法別表の規定に従って解釈するものとする。

#### **4 駐留軍の軍事裁判所において審理中の犯罪者を、英国裁判所が裁くことはない。**

- (1) 前条を侵害することなく、本法第2条第(1)項に述べられている権限の行使において、本条が適用される国の軍事裁判所で裁判が行われている者が、英国裁判所において同一の罪で裁かれることはない。
- (2) 前述の権限の行使において当該国の軍事裁判所から有罪判決を受けた者でも、異なる罪においては英国裁判所から有罪判決を受ける。但し、軍事裁判所による有罪判決が、英国裁判所によって有罪判決が下された行為又は過失の全部又は一部であった場合、当該英国裁判所は公共裁判所による刑罰を考慮するものとする。

#### **5 英国法に背いた犯罪者の逮捕、拘留等**

- (1) 前2条のいずれも、次の事項に影響を与えることはない。
  - (a) 英国法に対して犯した又は犯したと思しき犯罪に関して、同法において行使可能な逮捕、搜索、立ち入り、押収又は拘留の権限。
  - (b) 犯罪に対する、その者の逮捕、又はその他の者の逮捕に伴い署名された誓約書又は保釈証書に関する義務。
  - (c) 犯罪に関連する者に対する開廷前の再拘留に関する裁判所の権限。
- (2) 前述の犯罪に関する警告がなく警官によって身柄を拘束され、かつ本法第2条

に従って本条が適用される国の軍事裁判所の司法管轄下にあると考えられる十分な理由がある場合、英国法における犯罪として扱うか、又は当該国法における犯罪として当該国の裁判所が扱うかを決定するという観点から、1879年略式裁判管轄法第38条の如何なる文言にも関わらず、3日を越える拘留や略式裁判開廷前の拘留を受けることはない。但し、拘留期間中に当該国家当局の拘留所へ移されない場合、前述の第38条に従って、その者は保釈金を支払って保釈される、又は拘留期間が終わった後に可及的速やかに略式裁判に出廷させられるものとする。

(3) 本条第(2)項のスコットランドにおける適用については、次のとおりとする。

(a) 1984年警察・刑事証拠法第4部の第一文は、1975年スコットランド刑事訴訟法第32(3)条での言及へと読み替えられるものとする。

(b) 「前述の第IV部に従って、保釈金を支払って保釈される、又は」という文言は、「当該法第294(2)条において釈放されない場合、」へ読み替えられるものとする。

(4) 本条第(2)項を1879年略式裁判管轄法第38条の言及において、北アイルランドへ適用する際、1935年北アイルランド略式裁判管轄及び刑事司法法第38条の言及へと読み替えられ、また略式裁判における裁判所への言及は、当該裁判所又は治安判事へと読み替えられるものとする。

## 6 駐留軍の構成員等の職務に対する訴訟手続きの制限

駐留軍の構成員又は軍属の構成員としての勤務に対する給与について、当該勤務の期間又は当該勤務からの解雇に関して、英国裁判所はいかなる手続きも行っていない。

## 7 検死官による検死及び遺体の移送に関する規定

(1) 人の死に対して、2009年検死官及び司法法第1部における調査を行うための司法権を持つ検死官が、その者が死ぬ間際に駐留軍と相応の関係性を持つことを確信している場合、本条第(1A)項及び第(1B)項を適用する。

(1A) 人の死に対する調査がまだ始まっていない場合、大法官による指示がない限り、検死官は調査を始めてはならない。

(1B) 人の死に対する調査は始まったが、まだそれが完了していない場合、大法官による指示がない限り、検死官は調査を保留するものとする。]

(2) 本条第(1)項から第(1B)項に従って、人の死に対する2009年検死官及び司法法第1部における調査期間中に検死官が以下を確信した場合、以下のとおりとする。

(a) 本法第2条に従って、本条が適用される国の軍事裁判所の司法管轄下にある者が、死亡した者に対する殺人で当該国の裁判において訴えられている、その訴えが扱われているかどうか、

(b) 又はその者が当該の訴えにおいて当該国家当局によって拘留されている、その後、大法官による別段の指示がない限り、検死官は調査を保留し、かつ死亡登録にあわせて調査期間中に確認できた範囲で、死亡登録に必要な事項を示す

証明を与えるものとする。

(2A) 本条に従って調査を保留した検死官は、次の事項を行うものとする。

- (a) 調査の一環として行われていた検死全ての延期
- (b) 召喚された陪審員団の解散

(2B) 本条に従う調査の延期は、2009年検死官及び司法法別表1における延期を妨げるものではなく、逆もまた同様とする。

(3) 本条により調査が延期された場合、大法官の指示がある場合を除き、検死官は調査を再開してはならない。

(3A) 調査が再開された場合、検死官は第(2A)項において延期されていた検死全てを再開しなければならない。

(3B) 再開された検死は、検死官によってそのための十分な理由があると考えられた場合、陪審員団と共に行われる場合がある。

(4) 遺体をイングランドから持ち出すことを制限している1926年出生及び死亡登録法第3条は、死亡時に駐留軍と相応の関係にあった者の遺体には適用されない。但し、その者の死に対して、本条第(1A)項又は第(3)項の下、大法官の指示によって調査を行うよう要請された、又は、もし既に調査が始められていた場合は、その再開を要請された場合、本項は関係する遺体に対して適用されない。

(5) 死亡に関する情報が付与される死亡者への証明に関連する1953年出生及び死亡登録法第24条第(1)項に関わらず、当該の遺体が前項の効力の対象であり、かつイングランド外への遺体の移送が提案されているということを登録官に伝えている場合は、登録官は死亡に関する情報が付与された者に対して当該項における証明を与えるものとする。

(6) 本条における「殺人」という表現には、次の事項を含むものとする。

- (a) 謀殺、故殺又は嬰兒殺人
- (b) 第(a)項内の犯罪に類似した当該国の法における犯罪
- (c) 1961年自殺法第2(1)条における犯罪又は1966年北アイルランド刑事司法法第13(1)条における(自殺を助長又は幫助した場合の)犯罪に類似した、当該国の法における犯罪

(7) 北アイルランドへの本条の適用においては、次のとおりとする。

- (a) 第(1)項の「人の死に対して、2009年検死官及び司法法第1部における調査を行うための司法権を持つ検死官が」の文言を、「人の死に対して、1959年北アイルランド検死官法における検死を行うための司法権を持つ検死官が」に読み替える。
- (b) 第(1A)項の「調査を」の文言を「検死を」に、「調査が」の文言を「検死が」に読み替える。
- (c) 第(1B)項の「調査は」の文言を「検死は」に、「調査を保留する」の文言を「検死を延期する」に読み替える。
- (d) 第(2)項については、次のとおりとする。
  - (i) 「2009年検死官及び司法法第1条における調査期間中に」の文言を「検死

中に」に読み替える。

(ii) 「調査を保留し、」の文言を「検死を延期し、」に読み替える。

(iii) 「調査期間中に」の文言を「検死に際し」に読み替える。

(e) 第(2A)項の「本条に従って調査を保留した検死官は、」以降の文言全てを、「本条における検死を延期した検死官は、召喚された陪審員団を解散させるものとする。」と読み替える。

(f) 第(3)項の「調査が保留された」の文言を「検死が延期された」に読み替える。

(g) 第(3A)項は除外する。

(h) 第(3B)項の「再開された検死は」の文言を「本条に従って再開された検死は、」に読み替える。

(i) 第(4)項及び第(5)項は除外する。

## 8 駐留軍に対する自国軍関連法の適用

(1) 法令の下、当局又は当人により権限行使が可能である事項は、次のとおりとする。

(a) 自国軍、その構成員、軍事裁判所、又はそれらの何らかの関係者に関すること

(b) 自国軍のため使用されている又は使用予定である資産、又は当該資産の入手または取得(合意又は強制的によるもの)に関すること

女王陛下は、枢密院勅令又はその下に指定される条件に従い、当該当局又は当人による前述の権限行使を確実にするための規定を定めることができる。この場合、駐留軍に適用される規定の範囲は、仮に駐留軍が自国軍の一部を構成する場合に、勅令が駐留軍に適用される権限の行使が可能となる。

(2) 女王陛下は、駐留軍に関して発せられる枢密院勅令をもって、次に示す規定を定める。

(a) 駐留軍、その構成員、軍事裁判所、それらの関係者、又はそれらのために使用される又は使用予定である資産を、勅令により指定される法令の施行から除外するための規定。ただし、当該除外規定は、仮に駐留軍が自国軍の一部を構成する場合に、その軍隊、構成員、裁判所、人員又は資産が勅令の除外対象となる範囲内とする

(b) 前述の駐留軍、その構成員、軍事裁判所、それらの関係者、資産が享受する又は授与することが可能となる特権又は免責について、駐留軍が自国軍の一部を構成する場合は、前述の通り勅令で指定されたその他の特権又は免責を、駐留軍、その構成員、軍事裁判所、それらの関係者、資産に与える規定  
但し、勅令によって又は勅令の下に指定された条件に従う。

(3) 法令によって、禁止、制限、要請の対象となるのは、下記のとおりとする。

(a) 自国軍、その構成員、軍事裁判所、又はそれらの何らかの関係者に関すること

(b) 自国軍のために使用する又は使用予定である所有物に関すること

女王陛下は、枢密院勅令により、駐留軍に対する禁止、制限、又は要請の効力を確実にするための規定を定めることができる。当該規定の範囲は、仮に駐留軍が自国軍の一部を構成する場合に効力を有する範囲とする。

(4) 本条に基づき、枢密院勅令は下記に関する規定を定めることができる。

(a) 法令の適用、修正、採択又は保留に関する規定の他、勅令の趣旨に鑑み、枢密院における女王陛下が妥当であると考え、付随的、結果的又は補足的規定を含む

(b) 勅令により与えられる又は課される権限行使又は義務の免除に関する財政規定を定める

(5) 本条における勅令の規定が増加の原因である場合は、法令の下、議会の費用で支払い可能な範囲において、議会により拠出された費用で負担を行うものとする。

(6) 草案が議会に提出され、各議院における決議によって承認されない限り、何人も本条に基づき、勅令を発するよう、枢密院における女王に対して提言することはできないものとする。

(7) 本条においては、以下のとおりとする。

「法令」とは、英国議会又はアイルランド議会の（本法の可決前又は可決後の）法令を意味し、かつ法令の下に効力を有する文書を含む。

「資産」とは、不動産及び私的な資産のどちらも意味する。またスコットランドにおいては、不動産及び動産のどちらも意味する。

(8) 自国軍に関して明示的な規定又はさらに一般的な規定により、当該権限行使の可否、又は当該禁止、制限、要請が課されているかについて、本条第(1)項及び第(3)項を適用する。当該規定又は君主を拘束しないとする法令により、当該除外、特権又は免責が存在するか、又はそれらの付与の可否について本条第(2)項を適用する。

## 9 駐留軍に対する訴えの調停

(1) 国防大臣は、調整に関係してくる駐留軍の構成員又はそれに関係するその他の者による行為又は怠慢に対する訴えが、英国裁判所により裁定された、又は原告と国防大臣又は調整によって派遣された他の機関との間で合意された範囲において、国防大臣が支払いをすることで解消されるよう調整を行うものとする。また、当該の調整に従って又は調整に関連して、訴えを解消するために負った国防大臣の支払費用は、議会の拠出した費用において負担するものとする。

(2) 国防大臣は、本条の下に自身で行った調整に関係する人物に対して、調整に関する性質と働きを知らせることを保証するために必要な段階を取るものとする。

## 9A 駐留軍への訴えと責任の移転

(1) 本条は、英国内の裁判所において本条が適用される国（「関係国」）に対して起こされる第(2)項内の請求に対して適用される。

(2) 次に示すものである場合は、本項に含まれる請求とする。

- (a) 私犯に対する請求
  - (b) 次に示すものから発生するもの
    - (i) 関係国駐留軍又はその軍属の構成員により、公的職務の遂行においてなされた行為
    - (ii) 関係国駐留軍又はその軍属が法的責任を負うその他の行為又は事件
  - (c) 第三者によって引き起こされたもの
  - (d) 除外された請求ではないもの
- (3) 本条が国務長官に適用される状況において、関係国より要請がある場合は、本条に従った申告書を作成する場合がある。
- (4) 本条に従った申告書は、次の事項を示す書面によるものである。
- (a) 関係する請求及び関連する事項を明記するもの。
  - (b) 申告書に記載された時から効力を持ち、当該事項における関係国の私犯に対する責任を国防省に移転することを宣言したもの。
- (5) 本条に従った申告書とは、申告書に記載された時から申告書内に述べられた責任が国防省に移転するという効力を有する。
- (6) 申告書が作成された際、国務長官は関係国及び請求者に通知を行わなければならない。
- (7) 第9条は、本条に従って責任が移転された請求に対しては適用されない。
- (8) 本条においては、以下のとおりとする。
- 「行為」には不作為のものを含める。
  - 「協定」とは、1951年6月19日ロンドンにて調印された、北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を意味する。
  - 「除外された請求」とは、協定第8条第5(h)条（船及び積み荷から生じる特定の請求）による請求を意味し、同条第5(a)条は適用されない。
  - 「第三者」とは、関係国駐留軍及びその軍属の構成員以外の者を意味する。
  - 「私犯」には不法行為を含む。
- (9) 第(1)項に述べられた請求に関して、関係国が唯一の被告人であるかどうかは、本条の趣旨において重要ではない。

## 10 駐留軍軍属構成員の定義

- (1) 本法第1部における、駐留軍の軍属の構成員に関する言及は、一定期間、次に示す要件を満たす者を言うものである。
- (a) 英国又は植民地の当局により発行されたものではない、政府の発行する自身の旅券を所持していること。
  - (b) 旅券に、派遣国の適切な当局又はその代理による、当該国駐留軍軍属の構成員であると明示する、取り消しされていない記載が含まれていること。
  - (c) 旅券に、国務長官又はその代理による承認覚書が含まれていること。但し、取り消しされておらず、かつ国務長官又は派遣国の適切な当局による承認撤回に関する書面による通知がないもの。

- (2) 前項第(c)号の旅券の記載に関する承認覚書に対しての言及は、国務長官又はその代理によって記載が行われかつ承認されたことを示す、旅券に記された印や表示のことを言う。
- (3) 本条の趣旨から、次に示す規定は英国裁判所の訴訟手続きに対して有効であるものとする。
- (a) 政府又はその代理人によって発行された旅券であり、かつ訴訟手続きにおいて呼ばれる名前を持った者に対して発行されたことを示す書類は、反証が証明されない限り、政府によって発行されており、かつ当該人物に関係するものであるとみなすものとする。
- (b) 第(1)項第(b)号で述べられた明記、及び派遣国の適正な当局又はその代理人によって作成されたとの主張を含むパスポートへの記載は、反証が証明されない限り、そのように作成されたとみなすものとする。
- (c) 国務長官又はその代理人によって作成されたとの主張である旅券の印又は表示は、反証が証明されない限り、そのように作成されたとみなすものとする。
- (4) 本条における「旅券」という言葉は、一定期間効力を有す英国法に従って、書類を発行した政府によりその国の国民であることを示す、英国への入国の際に旅券と同等のものであるとして扱われる書類を含む。

## 11 第1部のための証拠

- (1) 本法第1部の趣旨に照らし、適正な国家当局又はその代理人によって発行されており、書内に示された時において、示された者が当該国の駐留軍の構成員である又はそうではないと明記する証明書は、英国裁判所の訴訟手続において、反証が証明されない限り、明記された事実の十分な証拠とする。
- (2) 本法第1部の趣旨に照らし、適正な国家当局又はその代理人によって発行されており、書内に示された者が次に示す事項であることを明記する証明書は、以下のとおりとする。
- (a) 書内に示された日付において、その者が当該国の裁判所により、書内に示された刑罰を申し渡されていること。
- (b) その者が、当該国の裁判所によって申し渡された判決に従い、又は当人に対する訴えにおいて裁判所により審理の保留において又は審理期間中に、拘留されている、又はされていたこと。
- (c) 証明書内に示された時と場所において、示された犯罪で当該国の公共裁判所において、審理中であること。
- 上記を明記されている場合は、英国裁判所の訴訟手続において、その証明書を明記されている事実の決定的な証拠とするものとする。
- (3) 本法第3条第(2)項の趣旨に照らし、適正な国家当局又はその代理人によって発行されており、英国法に対する犯罪ながら、その者に関する事件を当該国法において扱うことができるような犯罪において訴えを受けている者に関係があることを明記する証明書は、前述の訴訟手続において、明記されている事実に対する決

定的な証拠とするものとする。

- (4) 英国法に対する犯罪で訴えを受けている者において、かつその者が駐留軍又はその軍属の構成員である時に犯した犯罪の申し立てを受けている場合、適正な派遣国家当局又はその代理人によって発行されており、申し立てられた犯罪はその者によって犯されたものの、その犯罪が当該軍隊又はその軍属の構成員としての職務によって生じ、かつその職務の期間中の行為であった場合、その場合により、反証が証明されない限り、前述の訴訟手続において、明記されている事実の十分な証拠とするものとする。

## 12 第1部の解釈

- (1) 本法第1部において、別段の状況による要請がない限り、次に示す言葉は、それぞれここで充てられる意味を持つものとする。

「裁判所」には、軍事裁判所を含む。

「女王陛下の艦船又は航空機」には、英国政府の権利化にあるもの以外の女王陛下に属する艦船又は航空機は含まない。

「自国軍隊」とは、英国で起こされかつ一定期間英国に奉仕する、女王陛下の軍隊を意味する。

「構成員」とは、駐留軍に奉仕するために一定期間選任された駐留軍の人員で、派遣国の軍隊の一員を意味する。

駐留軍に関する「派遣国」とは、駐留軍が所属する国を意味する。

「軍隊当局」とは、海軍、陸軍及び空軍の当局を意味する。また、「軍事裁判所」とは、軍務法の下に設立される裁判所を意味し、また当該法において当該裁判所の訴訟手続を審査する、又は当該国軍務法に従って当人に対して起こされた訴えの調査を行う権限を付与された裁判所の当局を含む。軍事裁判所による審理又は申し渡された判決への言及は、それぞれ当該権限の行使を許された当局による審理であり、また当局によって課された刑罰であると解釈するものとする。

国家に関する「軍務法」とは、当該国の全部又は一部の軍隊を統制する法を意味する。

「駐留軍」とは、本法第1部における規定の趣旨に照らし、当該規定が適用されるものは、英国女王陛下の政府の招聘により、英国（英国領海を含む）又は下記第(1A)項が適用される場所に一定期間滞在する、国家軍隊の本隊、分遣隊又は派遣隊を意味する。

- (1A) 本款は、1964年大陸棚法第1(7)条の意味における範囲内の指定区域にある施設上、施設下又はその上空、又は当該施設から500メートル以内の水域に適用される。
- (2) 本法第1部における、如何なる時も駐留軍と相応の関係性を持つ人物に関する言及は、如何なる時も次に示す内容である一人又は複数の者を言う。
- (a) 駐留軍の構成員、又は当該軍隊軍属の構成員。
- (b) 英国及びその植民地の市民ではない、又は通常英国に居住する者ではないが、

当該駐留軍又はその軍属の構成員の親族である者。

- (3) 本法第1部の規定の趣旨に照らし、その者が通常英国に居住する者である又はそうであったかどうかを判断するにあたり、駐留軍又はその軍属の構成員、又はそれらの親族でありながら、かつ英国に滞在した又はしようとした期間については考慮されない。
- (4) 本条において、当人に関する「親族」という表現は、次に示す事項のいずれかを意味する。
  - (a) 当人の妻又は夫
  - (b) 完全に又は主に当人が扶養するその他の者。当人が拘留、訴訟又は治療の間においても同様とする。

## 第2部

### 許可のない逃亡兵と失踪者

#### 13 許可のない逃亡兵と失踪者の逮捕と追放

- (1) 英国においては、本条が適用される国の軍隊の脱走兵又は許可のない失踪者に関しては、本条の規定に従い、正規軍からの脱走兵又は許可のない失踪者に関して適用されるように、2006年軍隊法第314条から第317条（軍務法下にいる脱走兵又は許可のない失踪者の逮捕と軍事拘留所への移送に関わる）が適用される。
- (2) 当該法第314条及び315条により与えられた権限は、その者の属する国家の適切な当局による（一般的な又の特別な）要請に従う場合を除き、前項によって適用されたように、その者に行使してはならない。
- (3) 当該法第315条から第317条については、上記第(1)項によって適用されたように、
  - (a) その者の軍事拘留所への移送に関する言及は、その者の属する国家当局へのその者の引き渡しへと読み替える。引き渡し場所は、適切な当該国家当局により指定される場合がある。
  - (b) その者の軍事拘留所への収監に関する言及は、その者の属する国家当局による拘留所へのその者の収監へと読み替える。その場所は、適切な当該国家当局により指定される場合がある。
- (5) （削除）
- (6) 本条における、脱走兵又は許可のない失踪者である当人の属する国家に関する言及は、その者が属していると考えられる軍隊を派遣した国家、又は（その者が自首してきた場合は）自白により判明した国家に対応する。
- (7) （削除）

#### 14 第2部のための証拠

前条によって適用されたように、2006年軍隊法の規定において、またはそこから発生した訴訟手続きを目的に、

- (a) 国防委員会事務官によって証明を受けたとしており、直前条の第(2)項で述べ

られた権限の行使を要請し、かつその要請の効力を示している書類は反証が証明されない限り、その要請と効力に関する十分な証拠とする。

- (b) 部隊又は派遣隊の司令官による証明を受けたとしており、書内に名前と特徴が記載されている者が、書内の日付において所属軍隊からの脱走兵又は許可のない失踪者であることを明記している文書は、反証が証明されない限り、証明書内に称されている事実に対する十分な証拠とする。

### 第3部 補足規定

#### 15 植民地と属国への法の拡張

- (1) 本条第(3)項で示される領域に関して、女王陛下が枢密院勅令をもって次のとおり指示する。
- (a) 本条以外の本法の規定、及び
- (b) 本条において命令の施行に効力を持たせる本法第1条第(2)項において発される枢密院勅令は、本条における命令によって明記される適用、修正及び除外に従って、当該領域に拡張されるものとする。
- (2) 領域に関して、本条に従い枢密院勅令が発され、かつその命令が効力を持つ一方で本法第1条第(2)項（この項においては「次命令」と言われる）における枢密院勅令が発される場合、次命令は、そこに明記される当該適用、修正又は除外に従って、前述の当該領域への拡張を目的としてか、又は次命令が規定するように、当該領域へ拡張しないために発されるものである。
- (3) 以上の領域とは、次に示すものを言う。
- (a) チャンネル諸島及びマン島。
- (b) 次のすべての植民地（削除）

#### 16 証明書による事実の証拠に関する規定

- (1) 本法の趣旨に照らし、次のとおりとする。
- (a) 適切な国家当局又はその代理人により発行されたもので、当該国家軍隊の本隊、分遣隊又は派遣隊が、証明書内に示されている時に英国に滞在する又は滞在したことを明記する証明書は、英国裁判所での訴訟手続において、明記された事実に対する決定的な証拠とする。
- (b) 訴訟手続において、（前項における証明書又はその他の手段のどちらかによって）国家軍隊の本隊、分遣隊又は派遣隊が、証明書内に示される時に英国に滞在する又は滞在したことを認められた又は証明された場合、訴訟手続中においては、反証が証明されない限り、英国女王陛下の政府の招聘により、本隊、分遣隊又は派遣隊が、その時英国に滞在している又は滞在していたと考えられるものとする。
- (2) 本法の趣旨に照らして発行された証明書にその者の名前が言及されており、か

つ英国裁判所での訴訟手続きにおいて（訴訟側又は被告側のどちらかとして）当該の名前をその者への言及としている場合、証明書及び手続き中の言及はそれぞれ、反証が証明されない限り、同一人物の言及とみなされる。

- (3) 本法の規定の趣旨に照らして発行された証明書であり、かつそこに示された当局又はその代理人により署名がされているとする文書は、反証が証明されない限り、当該当局又はその代理人により発行された証明書であるとみなすものとする。また、問題の規定において、証明書が適正な国家当局又はその代理人により発行された必要があり、かつ署名も適正な国家当局又はその代理人により署名された必要がある場合、当該当局は、反証が証明されない限り、当該規定の趣旨に照らし、当該国家の適切な当局であるとみなす。

## 17 解釈

- (1) 本法において、別段の状況が要請されない限り、国家に関わる「軍隊」という表現は、当該国家の海軍、陸軍又は空軍を意味し、「英国裁判所」とは英国において司法権を執行する裁判所を意味する。
- 英国法においては、本法第2条を除き、「英国法」という表現は、英国又はその一部における法律を意味する。
- (2) 本法の趣旨に照らし、国家において予備隊又は補助隊（どのような名称で呼ばれようとも）の性質を持つ軍隊の構成員は、実際の職務（どのような表現で呼ばれようとも）又は訓練に招集されている限りにおいて、またその限りにおいてのみ、当該国軍隊の構成員とみなすものとする。また、国家軍隊の構成員となった者への本法における言及は、前述に従って解釈するものとする。
- (3) 本法の規定における、国家の適切な当局に関する言及は、当該規定の趣旨に照らし、当該国政府によって任命された当局を言う。
- (4) 本法における、英国での軍隊の存在に関する言及は如何なる時でも、英国を通過する時のものも含むと解釈するものとする。
- (5) 本法において、別段の状況が要請されない限り、法令に関する言及は、その他の法令によって又はその下に修正されたものである解釈するものとする。また、本項において「法令」とは、北アイルランド議会の法令も含む。
- (6) 本法の前述の規定によって与えられた、枢密院勅令又は命令を発するための権限には、同様に枢密院勅令又は命令の変更又は撤回のために行使可能な権限も含むと解釈するものとする。また、本法第1条第(2)項における命令を変更又は撤回する枢密院勅令には、変更又は撤回の結果が適当であると女王陛下が考えるような、伝統的な規定を含む場合がある。

## 18 (削除)

## 19 略称及び施行

- (1) 本法は、1952年駐留軍法と称される。

- (2) 本法は、女王陛下が枢密院勅令をもって指定する日付に施行されるものとする。  
なお、本法それぞれの規定に関して、異なる日付を指定される場合がある。

## 別表

### 第3条で言及された犯罪

- 1 本法第3条のイングランド、ウェールズ及び北アイルランドへの適用において、「対人犯罪」という表現は、次に示すいずれかを意味する。
- (za) 強姦及び男色（北アイルランド法における犯罪）
- (a) 謀殺、故殺、拷問、強盗及び暴行及び1961年自殺法第2(1)条又は1966年刑事司法法第13(1)条（自殺教唆及び幫助）におけるその他の犯罪
- (b) 次の法制において罰される、前号にあてはまらない犯罪
- (i) 1861年対人犯罪法、（重婚に関する）第57条を除く
- (ii) 1885年刑事司法修正法
- (iii) 1908年近親相姦刑罰法
- (iv) 1948年北アイルランド精神保健法第87条（それぞれ、精神に不調のある女性に対する特定の犯罪に関係）
- (v) （削除）
- (vi) 1933年児童法第1条から第5条及び第7条及び1950年北アイルランド児童法第7、12、14、15、16及び21条
- (vii) 1938年嬰兒殺法及び1939年嬰兒殺法
- (viii) 1978年北アイルランド児童保護法第3(1)(a)条
- (ix) 1978年児童保護法第1(1)(a)条
- (x) 1984年児童誘拐法
- (xi) 2003年母体保護法第1条から第3条
- (xii) 1985年北アイルランド児童誘拐法
- (xiii) 2003年性犯罪法第1部
- (xiv) 2008年北アイルランド性犯罪法
- (xv) 2015年現代奴隷法第1部及び第2部
- (c) 1978年国際的保護対象者法第1条第(3)(a)項に述べられている脅威をもたらす犯罪及び当該条の意味の範囲内にある保護対象者に対する犯罪、すなわち、誘拐、不法監禁及び1883年爆発物法第2条の人命を脅かすような爆発を起こす犯罪
- (d) 1983年核物質（犯罪）法第2条の犯罪で、次に示す状況におけるもの。
- (i) 第(2)項に抵触する場合は、当該項の第(a)号又は第(b)号にあたる行為が行われた際に、本項第(a)号又は第(b)号にある犯罪を犯したことになる。
- (ii) 第(3)項又は第(4)項に抵触する場合、脅威となる行為が行われれば、対応する犯罪を犯したことになる。
- (e) 1997年国連職員法第3条に述べられている脅威を起こす犯罪、当該法の意味に

における国連職員に対する次に示す犯罪。

- (i) 誘拐
- (ii) 不法監禁
- (iii) 1883年爆発物法第2条における、人命を脅かすような爆発を起こす犯罪

2 前述の第3条をスコットランドに適用する際、「対人犯罪」という表現は、次に示す犯罪を意味する。

- (a) 謀殺、過失殺人、強姦、拷問、強盗、暴行、近親相姦、男色、猥褻、猥褻好色な行い、中絶、誘拐、虐待、殺人又は加害の脅迫
- (b) 次に示す法制において罰される犯罪であり、前号にあてはまらないもの
  - (i) 1885年刑事司法修正法
  - (ii) 1913年スコットランド精神薄弱及び異常法第46条（特定の精神に不調をきたした女性に關係）、及び
  - (iii) 1937年スコットランド児童法第12条から第16条及び第22条
  - (iv) 1982年スコットランド市民政府法第52(1)(a)条
- (c) 1978年国際的保護対象者法第1条第(3)(a)項に述べられている脅威を起こす犯罪、及び当該条の意味において保護対象者に対する次に示す犯罪、すなわち、1883年爆発物法第2条における人命を脅かすような爆発を起こす犯罪
- (d) 1983年核物質（犯罪）法第2条の犯罪で、次に示す状況におけるもの
  - (i) 第(2)項に抵触する場合は、当該項の第(a)号又は第(b)号にあたる行為が行われた際に、本項第(a)号又は第(b)号にあたる犯罪を犯したことになる。
  - (ii) 第(3)項又は第(4)項に抵触する場合、脅威となる行為が行われれば、対応する犯罪を犯したことになる。
- (e) 1997年国連職員法第3条に述べられている脅威を起こす犯罪及び（当該法の意味における）国連職員に対して行われる1883年爆発物法第2条における人命を脅かすような爆発を起こす犯罪

3 前述の第3条をイングランド、ウェールズ及び北アイルランドに適用する際、「対人犯罪」という表現は、次の法制において罰される犯罪を意味する。

- (a) （削除）
- (b) 1861年不法損害法
- (c) 1869年債務者法第13条及び1872年アイルランド債務者法第13条（それぞれ、虚偽の主張による信用の獲得及び債権者に対する特定の詐欺に關係）
- (d) （削除）
- (e) （削除）
- (f) 1930年道路交通法第28条及び1930年北アイルランド自動車道路交通法（それぞれ、所有者の同意なしに自動車に持ち去ることに関係）
- (g) 1968年窃盗法、但し第8条（強盗）を除く
- (g) 1969年北アイルランド窃盗法、但し第8条（強盗）を除く

- (h) 1977年北アイルランド刑事損害命令
- (h) 1971年刑事損害法
- (i) 1978年国際的保護対象者法第1(1)(b)条に述べられている攻撃に関連する、所有物に深刻な損害をきたすような爆発を起こす1883年爆発物法第2条における犯罪
- (j) 1978年窃盗法及び1978年北アイルランド窃盗命令
- (k) 1983年核物質（犯罪）法第2条におけるもので、
  - (i) 第(2)項に抵触する場合は、当該項の第(a)号又は第(b)号にあたる行為が行われた際に、前項にあたる犯罪を犯したことになる。または、
  - (ii) 第(3)項又は第(4)項に抵触する場合、脅威となる行為が行われれば、対応する犯罪を犯したことになる。
- (l) 1997年国連職員法第2(1)条に述べられている攻撃に関連する、所有物に深刻な損害をきたすような爆発を起こす、1883年爆発物法第2条における犯罪
- (m) 2006年詐欺法

4 前述の第3条をスコットランドに適用する際、「対物犯罪」という表現は、次に示す犯罪を意味する。

- (a) 窃盗、窃盗のための住居侵入、窃盗のために施錠箇所を開けること、盗品收受、誘拐、背任横領、虚偽、詐欺及び故意による欺き、脅迫による過大請求又はそのような計画、及び不法損害。
- (b) 1930年道路交通法第28条における犯罪
- (c) 1978年国際的保護対象者法第1(1)(b)条に述べられている攻撃に関連する次の犯罪。すなわち故意の放火による犯罪、及び所有物に深刻な損害をきたすような爆発を起こす、1883年爆発物法第2条における犯罪
- (d) 1983年核物質（犯罪）法第2条の犯罪で、次に示す状況におけるもの
  - (i) 第(2)項に抵触する場合は、当該項第(a)号または第(b)号にあたる行為が行われた際に、本項第(a)号又は第(b)号にあたる犯罪を犯したことになる。又は、
  - (ii) 第(3)項又は第(4)項に抵触する場合、脅威となる行為が行われれば、対応する犯罪を犯したことになる。
- (e) 1997年国連職員法第2(1)条に述べられている攻撃に関連する、次に示すような犯罪のいずれか
  - (i) 故意の放火による犯罪
  - (ii) 所有物に深刻な損害をきたすような爆発を起こす、1883年爆発物法第2条における犯罪